

《ツキノワグマの**狩猟自粛**のお願い》

鳥取県では、かつての絶滅の危険性が高かった状況と比べ、ツキノワグマの個体数が大幅に回復したと判断されたため、ツキノワグマの狩猟を一部再開【狩猟期間11月15日～12月14日】していますが、有害捕獲等による殺処分数が総捕獲数の上限（東中国地域個体群全体（兵庫県西部、鳥取県、岡山県で96頭））に達したため、**狩猟の自粛**を要請します。

とりネット 狩猟

検索

URL:<https://www.pref.tottori.lg.jp/289517.htm>



○ツキノワグマの**錯誤捕獲**の防止について

鳥獣保護管理法第12条第1項により、わなを使用する方法でツキノワグマを捕獲することは禁止されており、**わなにツキノワグマがかかった場合は、錯誤捕獲となります。**

ツキノワグマの生息地と思われる場所では直径12cm以上のくくりわなを設置しない等、**ツキノワグマの錯誤捕獲が発生しないように努めてください。**

※狩猟期間におけるニホンジカ、イノシシの捕獲を目的としたくくりわなについて、直径12cm以上のものの設置が認められていますが、クマの錯誤捕獲防止のために、ご協力をお願いします。

○ツキノワグマを**錯誤捕獲**した場合

錯誤捕獲が発生したら遅滞なく県担当課又は最寄りの市町村役場にご連絡ください。
錯誤捕獲個体は原則として放獣します。

【県担当課連絡先】

生活環境部自然共生社会局自然共生課	電話	0857-26-7872	休日・夜間	0857-26-7111
中部総合事務所環境・循環推進課	電話	0858-23-3276	休日・夜間	0858-22-8141
西部総合事務所環境・循環推進課	電話	0859-31-9325	休日・夜間	0859-31-6211